

議案第 51 号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 15 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年鳥取県指令第 200600154870 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表第 3（第 17 条関係） 略 備考 1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳に基づく総人口による。 | 別表第 3（第 17 条関係） 略 備考 1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満 75 歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく総人口による。 |

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の別表第 3 の備考 1 及び 2 の規定は、平成 25 年度分の関係市町村の負担金から適用し、平成 24 年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。